

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）について

平成 29 年 6 月  
法務省入国管理局  
厚生労働省職業能力開発局

## 1 改正の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）は、別表第1において技能実習評価試験を、別表第2において第2号技能実習及び第3号技能実習を行うことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）を掲げているところ、今般、介護職種に係る技能実習評価試験を追加するとともに、移行対象職種・作業として介護職種を追加するもの。

なお、規則については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年法務省・厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。）による改正が予定されているところ（平成29年11月1日施行）、本件は、施行前の改正省令の一部を改正することにより技能実習評価試験及び移行対象職種・作業の追加を行うものである。

## 2 改正の内容

介護職種に関し、改正省令別表の該当部分にそれぞれ次のように追加する。

【別表第1の第6号】（技能実習評価試験）

職種	作業	試験	試験実施者
介護	介護	介護技能実習評価試験	一般社団法人シルバーサービス振興会

【別表第2の第7号】（移行対象職種・作業）

職種	作業
介護	介護

## 3 根拠条文

法第8条第2項第6号及び法第9条第2号（法第11条第2項において準用する場合を含む。）

## 4 施行期日

公布日